

第1節 主体別の取組

本計画に掲げる取組を着実に推進し、循環型社会の形成を推進するためには、各主体が自らの役割を十分に理解し、連携・協働して、廃棄物の3Rや適正処理の推進に一層積極的に取り組んでいくことが必要です。

県民、NPO・民間団体、事業者、廃棄物処理業者、大学・研究機関、市町、県の各主体は、以下のような役割を担います。

1 県民

(1) 発生・排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

自らがごみの排出者であることを認識し、商品の購入に当たっては、簡易包装などごみができただけ出ない商品、繰り返し使用できる商品や再生品を選択し、商品の使用に当たっては、修理等によって製品をなるべく長期間使用することなど発生・排出抑制、再使用を優先した取組に努めます。

(2) リサイクルの推進

容器包装リサイクル法や小型家電リサイクル法に基づき、市町が行う分別収集に協力するとともに、資源有効利用促進法や家電リサイクル法等のリサイクル関連法令に基づき、事業者が行う取組に協力し、ごみ排出者としての責務を果たします。

また、消費者として、環境に配慮したグリーン製品を購入するグリーンコンシューマーの取組に協力します。

さらに、地域のリサイクル活動に積極的に参加します。

(3) 不法投棄等不適正処理防止への協力

土地所有者又は管理者は、廃棄物の不法投棄等の不適正処理を防止するため、適切な土地の管理を行うとともに、清潔の保持に努めます。また、不法投棄等を発見した土地の所有者等は、速やかに県又は市町への通報に努めます。

(4) 環境学習の実施

自らが身の回りのごみの発生・排出抑制・再使用・再生利用等について学び、理解を深めて実践に努めます。

2 NPO・民間団体

県民や事業者などにより構成されるNPO・民間団体は、3Rや環境学習の推進などの取組を自主的に行うとともに、県、市町、事業者、県民と連携・協働し、地域における取組を推進します。

さらに、各NPO・民間団体のネットワークを活かし、広域的な活動を推進します。

3 事業者

(1) 排出者責任の徹底（発生・排出抑制、循環的利用、優良産廃処理業者活用の推進）

事業者は、設計段階から生産、加工、販売、施工、流通等にわたり、原材料の選択、製造工程等の見直しや工夫等により、廃棄物の発生・排出抑制、再使用を優先した取組に努めるとともに、排出される廃棄物については、事業場内で可能な限り再使用、減量化、再生利用等を推進し、最終処分量の削減に努めます。

また、処理する廃棄物については、廃棄物処理法の基準等を遵守し、自らの責任において適正な処理を行うとともに、委託先として優良産廃処理業者を優先的に選択することにより、遵法性及び透明性が高く、社会から信頼される適正な処理に努めます。

さらに、拡大生産者責任を踏まえ、製品・容器等の製造・販売等を行う事業者は、製品の長寿命化や、リサイクルが容易な製品やリユース・リサイクル製品の提供、有害物質を使用しない製品づくり、消費者等への適切な情報提供など、3Rの推進や廃棄物の適正処理に努めます。

(2) 多量排出事業者の減量化の推進

産業廃棄物を多量（一定規模以上）に排出する事業者は、廃棄物処理法に基づき廃棄物の減量化に関する計画を策定し、積極的に減量化の推進に努めます。

(3) 産業廃棄物処理施設の確保

産業廃棄物は事業者の責任により処理することが原則であることを踏まえ、適正処理を確保するための産業廃棄物処理施設の整備に努めます。

なお、処理施設の整備に当たっては、関係住民や関係市町等の理解が得られるよう、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」による事前協議を行うとともに、廃棄物処理法に基づく周辺生活環境の保全について必要な措置を講じます。

(4) 適正な委託処理及びマニフェスト制度の遵守

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理法等に基づき処理業者の許可内容や能力等を確認し、委託契約を確実に締結するとともに、マニフェスト制度を遵守し、性状、組成等必要な情報を処理業者に提供し、最終処分までの処理過程を的確に把握します。

(5) 管理体制の整備

事業場内における廃棄物の管理体制については、廃棄物処理法に基づき、技術管理者や処理責任者等を置き、その指導監督の下で適正な管理・保管、処理等を行う体制を整備します。

また、従業員に対して、廃棄物の適正処理に関する研修や情報提供等を行うなど、知識の習得や技術の向上を図ります。

さらに、ISO14001やエコアクション21（EA21）などの環境マネジメントシステムの導入、消費者としてのグリーン購入の実施など、環境負荷の削減に資するシステムの導入に努めます。

(6) 行政施策等への協力

自らの事業活動に伴う3Rの推進や廃棄物の適正処理を行うだけでなく、県や市町が実施する廃棄物に関する各種調査等に協力し、的確な情報提供を行うとともに、県や市町が実施する施策等に積極的に協力します。また、地域社会の一員として、地域における環境美化やリユース・リサイクル活動に積極的に参加します。

4 廃棄物処理業者

(1) 適正な受託処理及びマニフェスト制度の遵守

廃棄物処理の受託に当たっては、契約を確実に締結するとともに、マニフェスト制度を遵守し、性状、組成等必要な情報の把握と、廃棄物処理法で定める委託基準、処理基準に基づき適正な処理を行います。

(2) 優良産業廃棄物処理業者認定の取得の推進

遵法性や事業の透明性が高く、財務内容が安定している優良な産業廃棄物処理業者として、県及び下関市の認定を積極的に受けることにより、信頼性の高い産業廃棄物の適正処理に努めます。

(3) 発生・排出抑制（リデュース）、循環的利用の推進

廃棄物の処理に当たっては、可能な限り再使用、減量化、リサイクル等を図るとともに、中間処理による減量化等により、発生・排出抑制及び最終処分量の削減等環境負荷の低減に努めます。

(4) 産業廃棄物処理施設の確保

最終処分場など産業廃棄物処理施設の整備は、近年ますます困難となってきていることから、現有施設の延命化等を図るとともに、系列企業、同業者が共同して整備するなど、産業廃棄物処理施設の確保に努めます。

なお、処理施設の整備に当たっては、地域計画等との整合を図るとともに、立地場所の関係住民や関係市町等の理解が得られるよう、計画地周辺的生活環境の保全について必要な措置を講じます。

(5) 処理体制の整備

事業場内における廃棄物の適正処理を確保するため、責任者等を置き、その指導監督の下で適正に処理し、処理状況を確認する体制を整備します。

また、従業員に対して、廃棄物処理に関する研修等を行うなど、知識の習得や技術の向上を図ります。

(6) 行政施策への協力

県や市町が実施する廃棄物に関する各種調査等に協力し、的確な情報提供を行うとともに、県や市町の施策等に積極的に協力します。

5 大学・研究機関

3Rの推進や廃棄物の適正処理に当たっては、科学的な知見に基づく処理技術の導入等が重要であり、産学公民の連携・協働による技術開発等に向け、積極的に参画・協力します。

また、自らの教育・研究活動においても、3Rの推進や廃棄物の適正処理に配慮したエコ・キャンパスの取組を進めます。

6 市町

(1) 一般廃棄物の処理

市町は、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の処理責任があることや、住民や事業者にも最も身近な行政主体であることから、地域における一般廃棄物の3Rの推進や適正処理について主体的な役割を担います。特に、3Rに関しては、住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集品目の拡大、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等のリサイクル、中間処理施設の整備によるリサイクル等の推進に努めます。

また、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、ダイオキシン類の削減や効率的な施設整備が図られるよう、他市町等との連携による広域化を推進するとともに、PFI制度等の活用についても検討します。

(2) 産業廃棄物のあわせ処理

市町の区域内から排出される産業廃棄物のうち、中小企業や地場産業の育成・振興、生活環境の保全など、公益性の観点から必要と認められ、市町の実情に応じて処理可能な産業廃棄物については、一般廃棄物の処理とあわせて処理を行います。

(3) 事務事業に伴う廃棄物の3R・適正処理の推進

市町が行う公共事業等から排出する廃棄物については、事業者の責務として、積極的に減量化、再生利用を図るとともに、その適正処理に努めます。

また、事業者・消費者として、グリーン購入、環境マネジメントシステムやエコアクション21の導入・推進など、事務事業に伴う廃棄物の3Rや適正処理の推進に努めます。

(4) 不法投棄等不適正処理防止対策の推進

県と連携を密にし、巡回パトロール等の監視などを行うことにより、不法投棄等不適正処理が行われにくい環境づくりを進め、未然防止を図るとともに、早期発見・早期対策により生活環境の保全に努めます。

(5) 住民への情報提供、普及啓発、環境教育・学習の推進等

廃棄物の発生・排出抑制、再使用、リサイクル及び適正処理等の重要性、必要性等について、住民、NPO・民間団体等の理解と協力が得られ、地域で自主的な取組が促進されるよう、情報の提供、普及啓発、環境教育・環境学習の推進に努めます。

(6) 国・県との連携・強化

廃棄物行政に関して、積極的に国や県の施策に協力し、連携・強化に努めます。

特に、公共関与による広域最終処分場整備計画を検討するため、県との密接な連携の下に地域の推進体制の確立など、必要な調整に努めます。

7 県

(1) 山口県循環型社会形成推進基本計画の推進

本計画を県民、事業者、市町等に周知するとともに、関係者の理解と協力を得て、県の事業を実施し、市町等が行う施策を支援するなど、関係機関及び県庁内関係部局との連携を密にしなが、本計画を推進します。

(2) 廃棄物処理状況等の情報管理

県内で排出する産業廃棄物や県域を越えて広域処理される産業廃棄物の排出、減量化、再生利用及び適正処理等の状況について、情報の収集・管理に努めます。

(3) 発生・排出抑制、循環的利用の推進

事業者、廃棄物処理業者や市町に対し、廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用を推進するための中間処理施設や再生利用施設等の整備を指導するとともに、「やまぐちエコ市場」を活用し、情報提供等に努めます。

また、産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、廃棄物の減量化に関する計画の策定について指導を徹底し、計画的かつ具体的な減量化等を推進します。

(4) 事務事業に伴う廃棄物の3R・適正処理の推進

県が発注する公共事業等においては、発注者の責務として、積極的に発生・排出抑制に努め、排出される廃棄物は、建設資材等へのリサイクル等を進めるとともに、事業関係者への指導監督を徹底して適正処理の確保に努めます。

また、県自らが事業者・消費者として、グリーン購入の推進、環境マネジメントシステムの運用管理による「県庁エコ・オフィス実践プラン」の推進や環境への負荷の少ない事務事業の執行など、事務事業に伴う廃棄物の3Rや適正処理の推進に努めます。

(5) 適正処理の確保と不法投棄等不適正処理防止対策の推進

廃棄物処理法やリサイクル関連法などの関係法令の施行による3Rの推進や適正処理の確保を図ります。特に、事業者及び廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物監視パトロール班等による監視・指導の強化を図るなど、不法投棄等の不適正処理防止対策を推進します。

また、(一社)山口県産業廃棄物協会等が実施する不法投棄廃棄物の回収・処理や各種講習会の実施等に協力・支援し、事業者への適正処理の徹底に努めます。

(6) 産業廃棄物処理施設確保の促進

事業者又は産業廃棄物処理業者による産業廃棄物処理施設の円滑な設置を促進するため、「山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づき適切な事前指導を行うとともに、市町と連携して、地域における紛争の防止や調整に努めます。

特に専門的な判断を必要とする産業廃棄物最終処分場の設置許可等に当たっては、県独自に設置する「山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会」により、最終処分場の構造基準及び設置者の経理的基礎等の能力について、専門家による事前審査を実施して生活環境の保全を図り、県民の安心・安全の確保に努めます。

また、産業廃棄物処理施設設置のための資金調達が困難な中小企業等に対しては、融資制度の斡旋等に努めます。

(7) 公共関与による広域最終処分場の整備検討

産業廃棄物の事業者処理を補完するものとして、事業者処理責任の原則を踏まえつつ、事業者、関係団体、市町等との連携の下、公共関与による広域最終処分場の整備を検討します。

(8) 環境教育・学習の推進及び情報提供等

廃棄物の発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）及び適正処理等の重要性、必要性等について、県民の理解と協力が得られ、地域での自主的取組が促進されるよう、関係機関と連携して環境教育・環境学習を推進するとともに、廃棄物に関する情報提供に努めます。

(9) 調査研究・試験検査の実施及び技術開発の支援

県の試験研究機関を中心として、廃棄物等の循環的利用に資する調査研究や廃棄物処理に関する試験検査を行うとともに、「やまぐちエコ市場」を活用し、原材料から製品等への製造工程における廃棄物の発生・排出抑制や、循環利用に関する技術開発に取り組む事業者に対し、必要な情報の提供に努めます。

(10) 国との連携

国と情報交換を密にし、施策の実施に当たって相互協力を努めるなど連携の強化を図るとともに、3Rの推進や適正処理に関する要望・提案を行います。

第2節 関係機関との連携

関係機関との密接な連携を基本とし、県内の各市町や幅広い団体が参加している「環境やまぐち推進会議」等と、各種施策の進行管理、総合調整、情報発信等を行いながら、計画を効果的かつ効率的に推進します。

また、国や他の地方公共団体とも密接に連携し、環境への負荷の少ない循環型社会システムづくりを進めます。

なお、県庁内においては、関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議」を通じ、関係部局との連携を確保します。

1 環境やまぐち推進会議との連携

県民、事業者、行政など幅広い団体が構成され、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの対策、循環型社会づくり、自然との共生等に関して協議を行い、参加団体による実践活動等を推進する「環境やまぐち推進会議」と連携し、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の形成に向けた統合的な取組を推進します。

2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会との連携

県内の消費者団体、事業者、行政で構成され、レジ袋の無料配布中止など容器包装廃棄物の削減に向けた取組を推進する「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携し、容器包装廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

3 山口県食品ロス削減推進協議会との連携

県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成され、生産・流通・消費の各段階で廃棄される売れ残りや食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた取組を推進する「食品ロス削減推進協議会」と連携し、食品廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

4 山口県海岸漂着物対策推進協議会との連携

県内の県民活動団体、業界団体、行政で構成され、日韓海峡海岸漂着物一斉清掃を始めとする海岸清掃活動等を推進する「山口県海岸漂着物対策推進協議会」と連携し、県民運動として海洋ごみの発生抑制、清掃活動等を促進します。

5 やまぐちエコ市場との連携

本県が有する技術や人材等を最大限に活用し、新たな環境産業の育成や地域経済の活性化に向けた取組を推進する「やまぐちエコ市場」と連携し、企業単独の枠組みを越えた産学公民の連携による環境・リサイクルに関する事業化や企業マッチングを進め、先進的な資源循環型産業の振興を促進します。

第3節 計画の推進

1 推進体制

環境基本法第43条の規定により設置し、本県の環境保全に関する基本的事項を審議する「山口県環境審議会」や、県庁内の関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議」において、各種施策の進行管理、総合調整を行いながら、本計画を着実に推進します。

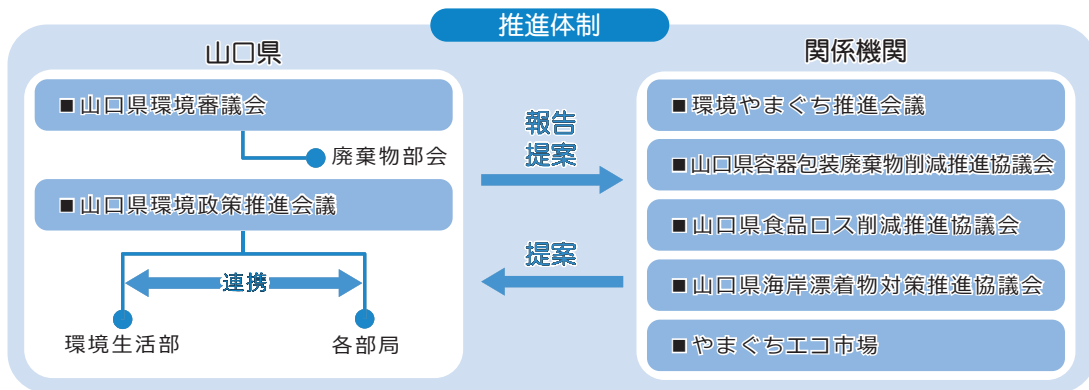


図6-3-1 推進体制

2 進行管理

計画で掲げた施策の実施状況、目標の達成状況等を適切に把握し、計画を着実に推進するために、PDCAサイクルを活用するとともに、その結果を山口県環境白書や県のホームページ等に掲載・公表することで、広く県民、事業者等に情報提供します。

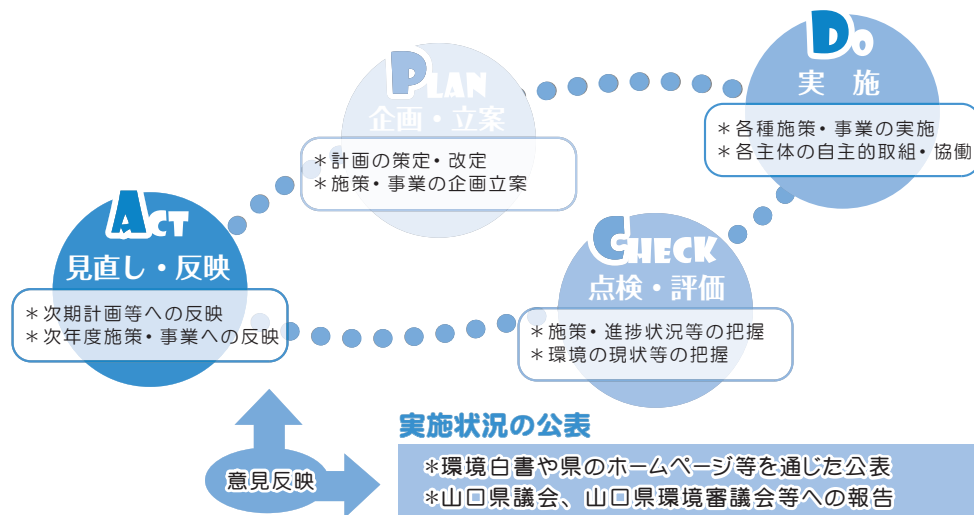


図6-3-2 進行管理

3 施策の点検・評価

本計画は、5年ごとの見直しを原則としていますが、関係法令の制定・改正や国の基本方針の改定、その他社会経済情勢等に著しい変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、本計画期間の中間年（平成30年度（2018年度））に進捗状況の点検・評価を行い、これを踏まえて必要な措置を講じます。

